

令和2年度事業計画書

社会福祉法人 千葉県共同募金会

I 事業の基本方針¹

昭和 22（1947）年に始まった赤い羽根共同募金は、令和 2 年（2020）度に 74 回目を迎える。この間、多くの県民の皆様や企業、団体等のご協力をいただきながら、本県における寄付文化の醸成と地域の福祉課題解決に取り組む民間活動を支援してきた。近年、私たちを取り巻く地域の課題は、急速な少子高齢化の進展、人口減少、生活困窮者や社会的孤立の増加などますます複雑化・多様化している。加えて、昨年 9 月から 10 月にかけて本県を襲った一連の大規模災害は県内の広い範囲に大きな被害をもたらし、被災者・被災地の復旧復興は喫緊の課題となっている。

しかし、これらの課題の多くは公的な制度だけでは十分な対応ができず、それを補完するように多様な民間活動が力を発揮している状況である。現在、政府では「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進している中、民間活動を資金面から支える共同募金の役割はますます重要度を増しており、厚生労働省²や全国社会福祉協議会³の通知及び千葉県の地域福祉支援計画⁴にもそのことが明記されたところである。

一方で、本県における募金額は平成 7（1995）年度をピークに減少しており、令和元年度も大規模災害の影響で災害義援金の取り扱いが大幅に増えたが、共同募金自体の減少傾向に歯止めをかけることができなかった。また、共同募金は長い歴史を有するが、名前は知っているが何をしているのか知らない、募金はしたいが使いみちがわからないなどの意見があり、募金額の回復を図るには、あらためて多くの皆様に共同募金のことを知ってもらうことが必要になっている。

そこで、令和 2 年（2020）度は、これらの状況を踏まえ県内の社会福祉協議会や関係機関等との連携を図りながら、以下の項目を重点に事業を展開し、本県における寄付文化の醸成とともに共同募金運動の活性化を目指すこととする。

¹ 本計画は、令和 2 年度における千葉県共同募金会（市町村支会を含む）の活動に関する基本的な事項を定めるものである。

² 平成 29 年 12 月 12 日付 厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」

³ 令和元年 8 月 23 日付 全国社会福祉協議会事務局長通知 「令和元年度赤い羽根共同募金運動の実施について～地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進と共同募金運動の活性化に向けて～」

⁴ 千葉県が平成 31 年 3 月に中間見直しを行った「地域福祉支援計画」（第 4 章推進体制）に地域福祉の担い手として期待される団体として共同募金会が挙げられている。

《重点項目》

(1) 共同募金運動への理解と参加の促進

共同募金運動を活性化するには、多くの人々に共同募金のことを「知ってもらう」、そして「参加してもらう」ことが必要である。

「知ってもらう」ことについては、募金活動の目的や意義、募金実績や助成事例の紹介、各市町村支会やボランティアの活動ニュースなどを、共同募金会のホームページ、新聞、テレビ、ラジオなど様々な媒体を使い、また、スポーツの試合や音楽会など各種イベントなどに参加して積極的な広報を行う。そのため、赤い羽根共同募金会のマーク、当会のオリジナルキャラクター「びわびよ」などを積極的に活用する。

「参加してもらう」ことについては、募金をしていただくことが一番わかりやすい方法であるが、加えて、共同募金運動に参加しやすい環境を作るため地域の募金ボランティア活動の紹介やイベントへの参加機会の提供などを行っていく。

(2) 共同募金会の機能強化

共同募金運動を活性化するためには、運動主体である共同募金会（市町村支会を含む）自体の機能強化が重要である。そのため、募金に関する実践的な職員研修、支会訪問や地域ブロック会議の開催、他の募金団体の活動事例や募金手法等について調査研究や情報共有などを行う。

共同募金推進のリーダー役である市町村支会担当者が、それぞれの業務推進における課題解決方策等について、自主的に話し合う場を設け、新たな募金活動や広報等の実施につなげていく。

共同募金運動の推進には、県及び市町村社会福祉協議会との連携強化は非常に重要であり、すでに述べたとおり令和元年 8 月には全国社会福祉協議会事務局長から共同募金運動の組織的・計画的な推進について要請の通知が出されたところである。これを受けて、本県においても県や市町村社協と連携協力して募金活動や研修事業などを展開していく。

また、法人運営については、関係法令、定款及び諸規程にもとづき法人の適正な運営を図るため、理事会及び評議員会を開催する。また、令和元年度の事業執行状況及び会計に関する監査を行う。

なお、「70年答申」⁵にある市町村共同募金委員会（市町村委員会）については、各支会と全国情報等を共有し地域の実情を踏まえながら設置の検討を行う。

（3）多様な募金事業の展開

募金の増額を図るためには、各市町村支会を中心に地域の事情に合わせた募金活動を展開することが必要である。

戸別募金は、社会や個人の意識変化など様々な事情から全国的に厳しい状況にあるが、本県の募金総額の70パーセント以上を占める重要な募金であることから、多くの方々に賛同が得られる募金活動を行っていく。そのため地域の文化や社会に根差した様々な資源とタイアップによる募金方法の開発、年間を通した募金活動が可能な寄付付き自動販売機設置の促進などに取り組む。遺贈、相続寄付については、自分の財産を地域社会のために役立てたいという意思を持っている人や、その遺族の方からのニーズに応え受入を行う。

募金を財源にした助成については、地域の福祉課題に適應できるように広域助成、使途選択募金など制度の見直しや新たな助成先の開拓などに取り組む。

企業・経済団体等について、企業訪問や、DM、各団体の機関誌等による広報・周知を行い、支援企業を拡充するように努める。

スポーツチームとの連携では、赤い羽根サポーター宣言をした3チーム（「ジェフユナイテッド市原・千葉」、「千葉ジェッツふなばし」、「バルドラール浦安」）及び募金活動にご協力をいただいた「千葉ロッテマリーンズ」、「オービックシーガルズ」、「オルカ鴨川FC」、「柏レイソル」と引き続き連携・協力して、ポスターの作成のほか、試合会場等でのPR活動・募金活動を行うほか、新たな連携について検討する。

（4）被災地の復興支援と災害対応力の強化

令和元年9月から10月にかけて本県を襲った大規模災害の被災地被災者の復旧復興支援事業を行うNPO法人等に対し助成を行う。被災した市町村支会の共同募金運動の実施について必要に応じて支援を行う。

災害時に社協等が設置する災害ボランティアセンターの活動等を支援する。そのた

⁵ 「70年答申」とは、平成28年2月に運動創設70年に当たり今後の共同募金運動のあり方や地域福祉における共同募金の役割等について学識経験者、社会福祉協議会、経済界代表等から構成される企画推進委員会（委員長：上野谷加代子同志社大教授-当時）から、中央共同募金会会長に出された「参加と協働による『新たなたすけあい』の創造-共同募金における運動性の再生」と題する答申をいう。

め、災害支援制度を一部見直すとともに制度の周知を行う。

災害発生時に迅速な対応ができるよう共同募金会災害対応マニュアルを作成し災害への対応力を強化する。

II 事業計画

(1) 共同募金運動への理解と参加の促進

項目	概要等
共同募金運動推進イベントの実施	<ul style="list-style-type: none">・ 赤い羽根伝達式・発足式の実施（10月1日）・ 市町村支会等と協力し、県内各地で開催されるイベントに参加し共同募金のPRをする。
募金計画・結果の公告	共同募金計画の公告を10月1日に、配分結果の公告を翌年4月上旬に千葉日報に掲載する。
報道機関への情報提供等	<ul style="list-style-type: none">・ NHK千葉放送局、千葉テレビ放送（株）、（株）ベイエフエムの協力を得て、中央共同募金会作成のテレビ・ラジオ用のスポットを流す。・ 報道機関へ募金・助成・使途公募など共同募金にかかる情報を積極的に提供する。・ イベント募金等の情報提供や、助成を受けた団体等への取材依頼を行う。
インターネットの活用及びホームページの充実	<ul style="list-style-type: none">・ 「赤い羽根データベースはねっと」等インターネットによる情報発信に努める。・ 県共募のホームページを使い共同募金活動に関する情報をわかりやすく提供する。市町村支会からの情報提供を受け県内における募金活動の様子や募金の使いみちがわかる内容を随時発信する。・ フェイスブック等SNSを活用し、より早く具体的な情報を発信していく。
共同募金運動関係団体への周知依頼	<ul style="list-style-type: none">・ 県域（市町村域）団体に、地域組織・会員への広報等の周知及び共同募金への協力依頼を行う。

募金資材・広報資材の作成・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・募金結果や使いみちなどを掲載したチラシを作成し、戸別募金、法人・職域募金等で活用する。 ・広報資材・チラシについて各支会の意見を聞き、改良をする。費用対効果等を考慮した発注に努める。 ・学校募金において、壁新聞・子供向けパンフレット・組み立て式募金箱を各校に配布する。 ・スポーツチームや企業と協働した資材を作成し、話題性を含め募金に活用する。 ・マスコットキャラクター等を使った広報資材を作製し、人々に親しみある共同募金のイメージを定着させる。
ポスターの掲示依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・募金期間にあわせ以下の公共空間へのポスター掲示依頼を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・県内私鉄各社の車両内・駅構内 ・コミュニティバス等 ・公民館、図書館等の公共施設、金融機関など
助成団体・施設による広報の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・助成先・利用者の感謝の気持ち（ありがとうメッセージ）をチラシ・ありがとう葉書・ホームページ等、色々な媒体・機会を通じて住民等に伝える。 ・助成事業・助成物品等に掲示・シール貼付を行い共同募金の使い道や役立っていることを住民に伝える。 ・市町村社協は、赤い羽根募金を使った助成事業の際に必ず住民等の寄付に基づき実施していることを明示し、住民等の共同募金への理解・関心を高めるよう努める。
募金活動への参加機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭やイベントでの募金活動にボランティアが参加できる機会を提供する。

(2) 共同募金会の機能強化

項目	概要等
共同募金人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修 1回（4月） ・研修会 2回（7月-事務局長向け、8月-担当者向け） ・職員勉強会 3回（4月、8月、1月） ・中央共同募金会等主催の会議・研修会への参加

調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他団体の活動事例や募金手法などの調査研究及び情報提供
支会との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局長会議 2回（7月、3月） ・ 事務担当者会議 2回（4月、8月） ・ 支会訪問 18市町村 ・ ブロック別会議
社会福祉協議会との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県社会福祉協議会との連携強化 社会福祉法第119条に基づき意見を徴収するとともに、地域福祉の推進等について情報・意見交換をする。 千葉県社会福祉大会や研修会などの共催事業を実施する。 ・ 市町村社会福祉協議会との連携強化 支会訪問やブロック会議を通して支会事務を担う市町村社協との連携を強化するとともに、ホームページの支会ページ等を活用して情報共有等を行う。
市町村共同募金委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央共同募金会及び他の都道府県共同募金会の動向等を踏まえ、県内の支会等と設置の検討を行う。
寄付者・協力者への表彰、感謝等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奉仕功労者、優良地区・団体、従事功労者、優良支会に対する本会会長による顕彰を県社会福祉大会で実施する。 ・ 千葉県知事表彰（共同募金運動功労者）に該当する個人・団体を推薦し、県社会福祉大会で顕彰する。 ・ 厚生労働大臣表彰、中央共同募金会会長表彰に該当する個人・団体を推薦し、全国社会福祉大会で顕彰する。 ・ 本会会長感謝状の贈呈対象となる高額寄付者への顕彰を実施する。 ・ 厚生労働大臣・千葉県知事・中央共同募金会会長感謝状の贈呈対象となる高額寄付者を、候補者として関係機関に推薦する。 ・ 紺綬褒章の贈呈対象となる高額寄付者を、候補者として関係機関に推薦する。 ・ 共同募金奉仕者が奉仕活動を原因として負傷、疾病または死亡した場合、中央共同募金会奉仕者事故見舞金規程に

	<p>に基づき、中央共同募金会に見舞金の申請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奉仕功労者・従事功労者など、潜在候補者の把握に努める。
--	--

<法人運営>

項目	概要等
理事会・評議員会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会 3回（5月、7月、3月） ・ 監事監査 1回（5月） ・ 評議員会 3回（5月、7月、3月） ・ 配分委員会 3回（7月、12月、3月） ・ 評議員選任・解任委員会 必要に応じ開催
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガバナンス強化と財務規律の適正化に努める。

（3）多様な募金事業の展開

<共同募金>

項目	概要等、（運動期間：10月1日～3月31日）
戸別募金	<ul style="list-style-type: none"> ・ チラシ、資材などを用いて丁寧な広報活動を行い共同募金への理解と協力の促進を図る。 ・ 自治会・町内会等の協力を得て、募金実績や使途などの周知を行い戸別募金の増額に努める。
街頭募金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの人が集まる場所で街頭募金を行い、共同募金の周知に努める。 ・ 民生委員や自治会役員等の募金ボランティアによる募金活動を実施する。 ・ 児童・生徒・学生に募金ボランティアとして参加協力を得られるように努める。
学校募金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒が募金の意義・理解を深められるよう子供向けパンフレット、組み立て式募金箱、壁新聞等を学校に配布する。 ・ 社協等と連携し、学校を通じて児童生徒に赤い羽根共同募金の浸透を図る。

法人・職域募金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県共募・支会等が連携し企業・団体等を直接訪問して、法人募金、職域募金の協力を依頼する。 ・ 募金付き自動販売機の設置拡大を図る。
イベント募金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県共募・支会等が連携し市民祭・福祉祭・産業祭など、多くの人が集まる場所で募金を行う。 ・ サポーター宣言をしてくれたスポーツチームと引き続き連携・協力をし、試合会場等で県共募・市町村支会等が連携しPR活動・募金活動を行う。 ・ 新たに連携するスポーツチーム等の開拓に努める。 ・ 報道機関に対しイベントの情報提供と取材依頼を行う。
テーマ型（用途選択）募金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄付者からの応援（募金）が社会課題・地域課題に取り組む団体の活動推進に直接結びつくような制度改正を行う。
その他共同募金	<ul style="list-style-type: none"> ・ デパート・スーパー・チェーン店等を「赤い羽根協力店」として募金箱の設置等を依頼する。 ・ 県や市町村の施設に募金箱の設置等を依頼し、募金とともに共同募金活動の周知を図る。 ・ 募金付き自動販売機の設置について企業等への働きかけを積極的に行う。
NHK歳末たすけあい募金 （運動期間：12月1日～25日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ NHK日本放送協会がテレビやラジオを通じて運動を周知する。 ・ NHK千葉放送局、日本赤十字社千葉支部と連携して募金受付を行う。 ・ 募金振込用紙付チラシを作成し、団体・企業等に直接募金の協力依頼を行う。
市町村歳末たすけあい募金 （運動期間：12月1日～31日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各支会において募金チラシの作成や広報紙への掲載等により、募金を呼びかける。 ・ 駅前やイベント会場、ショッピングセンター等での街頭募金を行う。

<共同募金による助成>

項 目	概 要 等
一般募金・広域助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要綱の見直し ・ 整備費助成 福祉施設や県域団体の機器、備品等購入費、新築・増築・改築等及び修理費、車両の購入費等を助成する。 ・ 事業費助成 県域団体の事業、福祉団体、NPO法人、任意団体の事業費を助成する。 ・ 使途選択助成 社会課題・地域課題解決を目指す団体が、自ら募金活動に参加しながら、課題について広く住民に啓発することで、「寄付と助成」の循環を作り出せるよう制度の一部見直しを行う。 被災者支援、子ども・子育て支援、孤立防止、自殺防止、生活困窮者、障害者スポーツなど募金者が助成テーマを選択して募金ができるテーマ型募金を行う。(重点期間：1～3月) ・ 即応型助成 災害復旧等緊急を要する事業、または、県内の社会福祉の推進に特に資すると認められる事業に助成する。
一般募金・地域助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の福祉課題やニーズに応え、地域福祉の推進にかかる翌年度事業について助成する。 ・ 市町村社協で行う事業をはじめ、各種福祉施設、恵まれない子どもたちや障害者、高齢者などに対する福祉サービスの支援へ助成する。
NHK歳末たすけあい助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人、NPO法人、任意団体を対象に、年末年始に施設利用者が役立つ備品の購入費(設置費・修繕費含む。)を助成する。

市町村歳末たすけあい助成	・各市町村社協を通じて、民間団体が実施する地域福祉を推進するための事業に対し助成する。
--------------	---

<共同募金以外の寄付金の受入・助成>

項目	概要等
受配者指定寄付金・受配者指定のない寄付金の受入	・受配者指定寄付金を通年受け入れ、審査・助成を行う。 ・受配者指定のない寄付金を通年受け入れ、寄付者の意向を踏まえ助成する。
社会福祉法人（特定公益増進法人）としての寄付金の受入	・特定公益増進法人である社会福祉法人として寄付金を受け入れ、寄付者の意向を踏まえ助成する。
相続・遺贈による寄付金	・相続・遺贈による寄付金を受け入れ、寄付者の意向を踏まえた助成を行う。 ・制度の周知を図るため関係団体等への広報活動を行う。
車両競技公益資金記念財団等への推薦	・車両競技公益資金記念財団等への助成要望について、中央共同募金会等と連携し推薦業務を行う。
企業等からの助成	・クリーンライフみのりの箱募金他、企業等からの中央共募寄託金による助成を行う。

4 災害時の被災者支援

項目	概要等
被災地被災者支援	・令和元年に発生した大規模災害の県内における被災地被災者を支援するNPO法人等に対し助成を行う。 ・被災した市町村支会の共同募金運動の支援を行う。
災害支援金制度の運用	・災害支援制度を一部見直すとともに、制度の周知を図る。 ・災害発生時の共同募金会対応マニュアルを作成し、災害に対する組織の対応力強化を図る。
災害見舞金の交付	・県内で被災した本人またはその遺族に災害見舞金規程に基づき速やかに見舞金を交付する。

<p>災害義援金の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県において災害救助法が適用される大規模災害が発生した場合には、千葉県及び日本赤十字、中央共同募金会と連携し、報道機関及び関係機関等の協力を得て災害義援金の募集を行う。 ・ 他の都道府県において大規模災害が発生した場合は、被災都道府県及び中央共同募金会の依頼により、義援金の募集及び送金を行う。
<p>災害等準備金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同募金総額の3%を災害等準備金として積み立てる。 ・ 本県において大規模災害等が発生した場合は、準備金を活用し、災害ボランティア活動等への支援を迅速かつ適切に行う。 ・ 他県において大規模災害等が発生した場合は、被災都道府県共募による災害ボランティア活動等への支援が迅速かつ適切に行われるよう、中央共同募金会や全国の都道府県共募と協力し、準備金の有効活用を図る。
<p>災害発生に伴う支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の自然災害に対し、市町村社会福祉協議会等が災害ボランティアセンターを立ち上げた場合、その運営費を予算内で助成する。